

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 小林 誠				
年 月 日	令和4年8月8日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2022年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <p>人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度</p> <p>数か月に一度、勉強会を開催。会誌も発行。</p> <p>◆参加者の状況</p> <p>奈良県議員・市町村議員等</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		79
		合計 30,000円 (すべて政務活動費)		
備考	添付資料：規約 会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2022年4月8日

奈良県議会議員
小林 誠 様

奈良ヒューライツ議員団
幹事長 田川 雅大



奈良ヒューライツ議員団 2022年度会費について (お願い)

謹啓 奈良ヒューライツ議員団加盟議員の皆様におかれましては、平素より各自治体で部落問題をはじめ人権諸問題の解決にむけて取り組まれていることに敬意を表します。

さて、2022年度の活動を別紙の「2022年度第1回定例会議の開催案内」のとおり、スタートしていく所存です。

つきましては、当議員団は加盟議員の方々からの会費で運営しておりますので、2022年度会費のご負担をお願いいたたく存じます。

何卒、ご理解の上、1カ月以内に納入を、宜しくお願い申し上げます。

謹白

《記》

御負担金：金30,000円也

但し、2022年度会費として

〈振込先〉	南都銀行	[REDACTED]
〈口座番号〉	[REDACTED]	[REDACTED]
〈名義人〉	奈良ヒューライツ議員団会議	川口正志

※ お振り込みの際、振込人名はお名前からの記帳をお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担願います。

【お問い合わせ、連絡先】

奈良ヒューライツ議員団 (担当事務局 [REDACTED])
奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階
部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール bilnara_s@yahoo.co.jp (全て英小文字) 以上

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ議員団

奈良ヒューライツ議員団機関紙
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1
奈良県人権センター2階
TEL 0742-64-1631
FAX 0742-64-1640
E-mail: bilnara_s@yahoo.co.jp
発行責任者 田川 雅人

2022 Summer, vol.61

第1回
定例会議

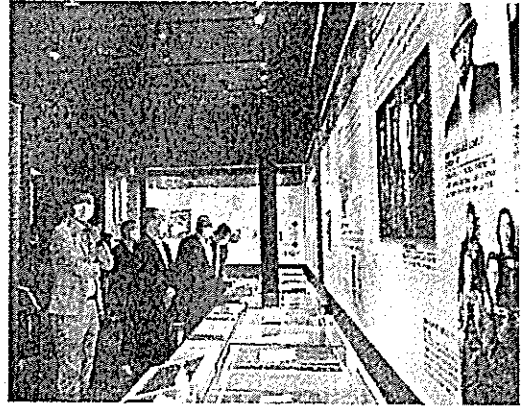
新装した水平社博物館を見学

2022年度第1回定例会議は5月20日に開き、全国水平社創立100年の節目の今年、リニューアルオープンした水平社博物館を見学した。

見学後、御所市人権センターで会議を開催。冒頭、川口正志議員団議長は、リニューアルした水平社博物館の展示内容は、水平社の「人間みな平等」「人間の尊厳が大切である」という普遍性をしっかりと捉えてほしいという叫び声である。博物館を今後も、人権運動におおいに活用していきたい、とあいさつ。

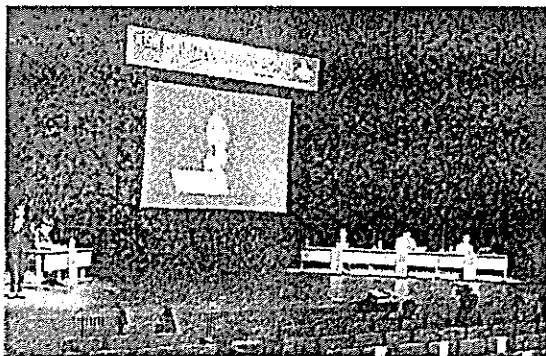
議事では、昨年8月に兵庫県警が栃木県行政書士会所属の行政書士を戸籍等を不正取得したとし逮捕した事件で、職務上請求書で42件の戸籍等の取得が判明していると説明。奈良県内の市町村が実施する事前登録型本人通知制度の充実に向けた点検を確認した。

また、インターネット上に誹謗中傷の書き込みや、同和地区等の動



新しい展示資料に見入る加盟議員（博物館内）

画・画像等の投稿の問題についても、議会での取組みの方向性を提起した。（3面に、出席議員の紹介）



奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」は8月10日、DMG MORI やまと郡山城ホールで、「これでいいのか!! インターネット社会と私たちの人権」をテーマに第19回シンポジウムを開催した。

水平社博物館の駒井忠之館長のコーディネートで、パネリストの朝日新聞東京本社ネットワーク報道本部の阿久沢悦子記者、反差別・人権研究所みえの松村元気常務理事兼事務局長、兵庫県丹波篠山市法務専門員の川嶋将太弁護士が、それぞれの問題

インターネット上の人権課題を考える

「啓発連協」がシンポジウム開催

意識を報告し、課題を提起した。

阿久沢さんは、朝日新聞夕刊に今年1月31日から全5回連載した「現場へ! いま部落差別は」を執筆した。その取材を通して気づいた事や記事の反響などについて話し、インターネット上に溢れるマイノリティに対する差別書き込みやネガティブ情報

の問題について提起した。松村さんは、インターネット上に凶悪犯罪などのニュースが投稿されると、そのコメント欄に、事件と無関係な特定のマイノリティを関係づける差別書き込みが数多く発見されることを紹介。このような差別行為そのものを

規制する必要性を訴えた。

川嶋さんは、昨年、インターネット上の動画サイトに投稿された、丹波篠山市内の被差別部落の動画の削除を求めて神戸地裁に提訴した同市と当該自治会の取り組みについて紹介。運営者に対する削除命令の判決によって動画が削除されるまでの経緯と課題等を説明し、人権教育・啓発とともに、事後的救済に行政が積極的に関わっていく必要があると訴えた。

コーディネーターの駒井さんは、私たちが享受している基本的人権は多くの人たちの努力の上にあると確認したい。先人たちが確立してきた財産を未来に伝えていきたい、とまとめた。

奈良県議会 6月定例議会 ヒューライツ議員団 県政の重要課題を質す

代表質問 (要旨)



自民党奈良
西川 均 議員
(葛城市)

1. リニア中央新幹線について、国の、建設主体が2023年から環境影響評価手続きに着手できるよう、積極的に取り組む旨の方針について、知事の見解は。また、今後、県として「奈良市付近駅」やルートの確定に向けた取り組みは。(→荒井知事答弁) 駅の位置とルートの決定には、用地取得の確実性、発生土処分地の確保、交通結節性、駅周辺のまちづくりと地域全体の将来発展性などは重要な判断要素となっている。これらの事項の検討を進め、来年に環境影響調査評価が開始できるよう最大限努力する。2. 大規模広域防災拠点の整備

について、県が五條市で用地取得を進めている2,000m級滑走路を備えた同防災拠点整備の、今後の事業計画は。3. 新型コロナウイルス感染症への対応について、本年1月から続く、オミクロン株が主流の第6波における感染の動向を踏まえ、今後の感染拡大への対応方針は。4. 原油価格・物価高騰等への対応について、(1)新型コロナウイルス感染症が収束せず、県民生活や経済への影響に加えて、ウクライナ情勢等によって事業環境が厳しい県内中小企業等への支援策は。(2)燃油や飼料などの値上がりで大きな影響を受けている、本県の農畜産業への今後の支援策は。5. なら歴史芸術文化村について、本年3月21日に開村した「なら歴史芸術文化村」の運営状況及び今後の展開について伺いたい。

代表質問 (要旨)

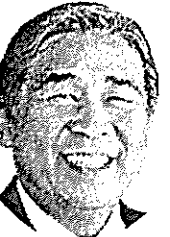


創生奈良
阪口 保 議員
(生駒市)

1. 山辺郡山添村太陽光発電計画について、県との事前協議が終わっているが、今後、事業者から森林法に基づく林地開発許可申請があった場合、県の対応は。2. 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定について、太陽光発電設備の設置に関する条例の制定に向けた取組の進捗状況について伺いたい。(→荒井知事答弁) 同条例の制定を進めていく。大規模な発電設備は自然生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、環境アセスメントの実施を事業者に義務付けるべく、県環境影響評価条例の改正案も年度内に提出する。3. 生駒市吉分町・東生

駒大規模開発プロジェクトの開発許可について、山林、農地、ため池を一戸建て住宅、分譲マンション、店舗等に開発する計画があると聞いているが、この開発により、雨水量が増加し、下流域に水害を発生させる懸念がある。今後、事業者から都市計画法に基づく開発許可の申請があった場合、県の対応は。4. 県職員の働き方改革について、(1) 奈良地方裁判所の判決を受けて、職員の自死をどのように受け止めているのか。(2) 長時間に及ぶ時間外労働については一定改善されている一方、依然として早期退職者や精神及び行動の障害により特別休暇を取得した職員が多い現実がある中、働き方改革の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要があると考えるがどうか。5. 辻町インターチェンジについて、現在の進捗状況は。

代表質問 (要旨)



日本維新の会
清水 勉 議員
(北葛城郡)

1. 医療分野におけるデジタル化について、電子カルテ等の病院システムのクラウド化・共同化をはじめとした県の医療分野におけるデジタル化の現状と課題、今後の目標は。2. 西和医療センターの今後のあり方と王寺駅周辺のまちづくりについて、(1) 新西和医療センターを移転建替えとするとしても、現センターの機能や施設全体を移転対象とするのではなく、例えば、一部診療科の外来だけを移転し、サテライト機能を持たせるなど、柔軟な検討が必要だ考える。知事の所見を伺いたい。また、地方独立行政法人奈良県立病院機構看護大学校

の整備場所の検討も同時に必要と考えるがどうか。(→荒井知事答弁) 現立地は余剰地が少なく医療機能を維持しながらの建て替え工事は相当な困難が予想され、公共交通機関によるアクセスが優れる王寺駅南側への移転が望ましい。(2) 王寺町と協働した、王寺駅南の電車留置線や駅構内を含む商業地域のまちづくりの方針・計画は。3. 大規模広域防災拠点の整備と陸上自衛隊駐屯地の誘致について、(1) III期整備後の大規模広域防災拠点は、近隣県等への広域的な災害被害への基幹的な対応機能を持つことから、III期整備は用地の確保を含めて、国が実施主体となるべきと考えるがどうか。(2) 今般、岸田首相が防衛関係費の大幅な増額方針を示されたことで、本県に陸上自衛隊駐屯地の再誘致を行う大きな好機だと考えるがどうか。

代表質問に3人、一般質問に3人が登壇し

一般質問 (要旨)



自民党
樋口清士 議員
(生駒市)

1. 次世代自動車の充電インフラの整備について、県内の整備及び利用状況はどうか。また、今後の次世代自動車の普及状況を見通した充電インフラ整備のあり方の考えは。2. 住宅市街地における良好な住環境の形成について、敷地が狭小等の理由で住宅の更新や流通が進まず、将来の荒廃が懸念される住宅地において、老朽化住宅の更新とともに良好な住環境の形成に向けた取り組みは。3. 就学前教育と幼保小接続について、就学前教育を充実し、その成果をその後の子どもの育ちに活かすためには、就学前教育に関わる人と、就学前から子どもを引き継ぐ小学校教員等が、その目標・方針を共有し、相互に連携・実践することが必要と考えるが、今後の取り組みは。(→吉田教育長) 就学前教育との円滑な接続を図るため、小学校第1学年に学びのモデルとなる「県版スタートカリキュラム」を作成し普及させたい。また、幼保小の円滑な接続推進のためのガイドラインの策定を進めている。

一般質問 (要旨)



自民党奈良
乾 浩之 議員
(北葛城郡)

1. 馬見丘陵公園の今後の整備について、次の30年を見据えた長期的な展望をもって取り組むべきだが、更に魅力向上にむけてアメニティをはじめとする整備計画は。(→荒井知事答弁) 日本一の花の公園を視野に夢を膨らませるような作業をしていきたい。2. 馬見丘陵公園の利便性向上と有効活用について、(1)交通渋滞対策として鉄道利用の促進など、公園までの動線の確保が必要と考えるが、県の対応は。また、今後の取り組みは。(2)地元のイベント会場として積極的に活用されるよう、県もできる限り協力するべきだがどうか。3. 農業用井堰の更新について、農業利用のみならず、地域の浸水防止の観点からも、老朽化した井堰の更新に、県の積極的な支援が必要だがどうか。4. 小学生に対する交通安全教育について、交通事故のない社会の実現に向けて、横断歩道の渡り方など交通安全教育を丁寧に行う必要があるがどうか。5. 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について、混雑の緩和策は。

一般質問 (要旨)



創生奈良
浦西敦史 議員
(吉野郡)

1. 県産材の利用促進について、輸入材の不足により国産材需要が拡大する中、今後の取り組みは。2. 「いまなら。キャンペーン2022プラス」について、過去の実績を踏まえ、今後の南部・東部地域への誘客促進の取り組みは。(→平田観光局長) イベントや体験アクティビティーも組み合わせた滞在型プランのPRを市町村や事業者と連携し、積極的に魅力を発信していく。3. 商店街の活性化について、地域の賑わい創出、維持発展には、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化が重要だが、県の取り組みは。4. 国道169号における災害に強い道路整備について、安全・安心な道路の確保に道路斜面の対策は重要だが、県の取り組み方針は。5. 道路照明のLED化について、脱炭素社会の実現に寄与すると考えるが、県管理道路の状況と、今後の取組は。6. 南部・東部地域における公共交通サービスの維持・充実について、他の交通モードとの効果的な連携やデジタル技術の活用が重要だが取組は。

2022年度 正副議長就任者の紹介

議長	氏名(敬称略)	副議長	氏名(敬称略)
県議会	岩田 国夫	県議会	西川 均
宇陀市議会	山本 裕樹	橿原市議会	うすい卓也
三郷町議会	伊藤 勇二	御所市議会	池田 靖幸
川西町議会	寺澤 秀和	大淀町議会	山本 勲

2022年度第1回定例会議 出席者の紹介



【議員団役職】川口正志議長、田川雅人幹事長、和田恵治監事【県議会】樋口清士議員、浦西敦史議員【大和高田市議会】西川繁和議員【橿原市議会】今井梨加議員【桜井市議会】藤井孝博議員【五條市議会】平岡清司議員、養田全康議員【御所市議会】山田秀士議員、新川理江子議員【生駒市議会】中嶋宏明議員【香芝市議会】芦高清友議員【宇陀市議会】菊岡千秋議員【平群町議会】山田仁樹議員【三郷町議会】伊藤勇二議員【上牧町議会】服部公英議員

橿原市の県域水道一体化に関わる水道事業とデジタル化について

お便りをいただきました

戸籍等の不正取得事件の防止にむけて、本人通知制度のさらなる拡充について



橿原市議会
今井りか 議員

県域水道事業の一体化に参加の覚書を締結した

橿原市の水道事業について、市水道事業の現状と課題を踏まえた上で、参加によるメリットとデメリット、等について質問した。市民にとって最大に関心ごとである一体化後の水道料金について、参加27団体の算出方法の統一が課題であることから、市民を第一に考えた上で一体化の検討を要望した。

橿原市のデジタル化の取り組みの現状と、今後の展望、目標値について尋ねた。人口減少に伴う職員の適正配置が課題となる一方、多様化する市民のニーズに対応するため、デジタル化の推進で職員の負担軽減につながる余地が十分にある。現場対応に追われる窓口業務の部署では、福祉や教育などのデータとの連携による(要望を待たずに支援する)プッシュ型支援も必要ではないか、と提起した。

市がこれから、①市民サービス②行政事務デジタル化③教育・子育て④広報⑤健康・スポーツの5つの分野で推し進めていく上で、比較的若い世代を対象にする「子育て」や「教育」に関するもの、幅広い世代を対象にする災害時の情報発信や広報のあり方の2点について、誰一人取り残さない施策を質した。

2022年6月定例会で、橿原市議会の今井りか議員と、宇陀市議会の菊岡千秋議員から報告のあった一般質問を紹介する。

戸籍・住民票の不正取得事件が過去、幾度と発生し、



宇陀市議会
菊岡千秋 議員

弁護士、行政書士等の8士業団体への職務上請求書の使用義務化や、行政窓口での本人確認の徹底や第3者請求者への取得理由の記入など、規制・対策が講じられてきた。しかし、昨年9月も栃木県の行政書士が不正取得で逮捕されている。

不正取得の防止を図るために導入した事前登録型本人通知制度は、登録者にだけ戸籍等を第3者に発行したことを通知しているが、登録者が人口に比べて極端に少ない状況では、予防線を張っているとは言えない。個人情報保護の意識が高まってきている一方で、本人通知制度の登録者数が少ないのは、自分の戸籍等が知らない間に取られている実態を知らない人が多い。市民自ら自分の個人情報を守る意識の醸成が必要ではないかと考える。

また、不正請求かどうかは取られた本人にしか分からない。現行制度で登録者に通知する内容に取得者や取得理由を追加するべきではないかと質した。

さいごに、他県では、全住民に第3者請求のあったことを通知する制度を導入している町村がある。非常に高い抑止力となる同制度の改正へ研究を要望した。

差別図書・情報の差し止めを

「全国部落調査」復刻版裁判控訴審

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の控訴審第1回口頭弁論が8月3日午後、東京高裁で開かれた。原告側が意見陳述を行い、「差別されない権利」を認めるよう強く主張した。一方、被告の「示現舎」は、「地名に対応するのは個人ではなく、不特定多数の集団だ」として、地名一覧の情報だけでは個人のプライバシーは侵害されないなどと主張した。第2回口頭弁論は、11月17日の予定。

原告団を代表して、部落解放同盟中央本部の片岡副委員長は、①「全国部落調査」復刻版の出版やインターネット掲載自体が部落差別を助長・拡散する。②復刻版は事実上「部落地名総鑑」と同じであり、過去に法務省が差別図書として回収し焼却処分した本を、復刻し出版することを裁判所としてどう考えるのか。③一審・東京地裁が16県を差し止めしなかったことは誤りであり、全ての

県の差し止めを一と訴えた。

第28回ならヒューマンフェスティバル 開催

日時 2022年10月22日(土)午後1時～3時30分
会場 五條市上野公園総合体育館
内容 ①「清水健 人権トーク」:フリーアナウンサーの清水さんが自身の経験をもとに「大切な人の“想い”とともに」をテーマに講演する。(県内在住、県内に通勤・通学者を対象。往復ハガキで9/22必着で要申込。〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県人権施策課内 なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会事務局 行 ☎0742-27-8719)
②物産展(特産品)・パネル展

奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より
●議会活動報告・寄稿をぜひお願いします●
皆さまから、活動報告や提案などヒューライツエクスプレスへの寄稿をお待ちしております。

第11号様式の5 (第5条関係)

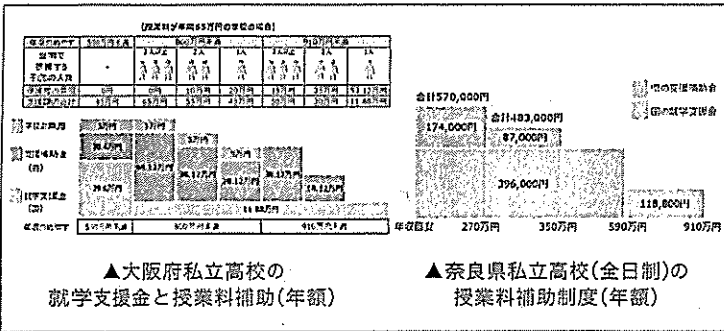
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
					会派・議員名 小林 誠
年 月 日	2023年2月10日				
表題と発行部数	広報誌 奈良県政だより12月号 48205部発行				
対象者	生駒郡				
配布方法	ポスティング27205部 新聞折り込み21000部				
発行目的	12月議会報告を行い意見や要望を受けるため				
按分率の説明	後援会活動や政党活動を掲載していないため				
内容	12月議会報告 代表質問の紹介 新たな条例の内容説明等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング代	株式会社 FG	341957円	@14×2220 5部	168
	新聞折り込み	株式会社 FG	69300円	@3×21000 部	168
	製作費	株式会社 FG	110000円	裏表各50000円	168
	印刷・二つ 折り加工費	株式会社 FG	22000円	@10×2000 部	168
	印刷	株式会社 FG	118800円	@4.5×24000 部	168
※ すべて100%充当 合計 662057円					
備考	添付資料：12月議会報告				

注 発行した広報紙を添付してください。

まこと 誠 しばやし



奈良県の税金の使い道を変える。まだまだ税金の無駄遣いが多すぎる、今の奈良県を変える。その覚悟で荒井知事とは是非々の議論をしてきたこの4年間。行財政改革は私の責務です。奈良県監査委員や委員長も一期目で就任。これからも予算・決算をしっかりチェックして、徹底してムダづかいの監視に取り組み、本当に必要なところに予算を配分するための財源を生み出します。社会全体で子どもたちを支える奈良県へ、だれもが生き生きと暮らせる奈良県へと税金の使い道を変えるため、これからも闘う政治家であり続けます。



新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略に起因した食費や光熱費の高騰により、子育て世代の負担増が大きくなっている。教育の機会均等の観点から、近隣府県のように私立高等学校であつても、授業料の無償化対象を拡充すべきと考えるがどうか。

荒井知事 低所得者層の就学支援という考え方に基づき、奈良県独自の支援制度として、授業料軽減補助制度を実施している。

小林 近隣の大阪府や兵庫県、京都府のように教育へと投資をするべき。

少子化の時代に生まれてきた子どもたちへ、子育て世帯へ奈良県の税金の使い道を変えたい。

関西広域連合への加入について、奈良県は医療の分野や広域産業経済振興の分野に加入していない。

コロナ禍において無料で、関西広域連合の好意で広域医療分野における連携が行われているが加入しないのか。

また、広域産業経済振興の分野にも加入するメリットは大きいと考えるがどうか。

荒井知事 奈良県も参加する。関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、十分な情報協議や意見交換が行われているので加わるメリットがない。

産業の分野では、奈良の独自の動きをしたからこそここまで工業立地が進んだ。

一緒にやってきたら企業が来るというのは、大変、甘い考え方。また、依存的な気持ちが発生して、独立自尊の奈良県になかなか向かわないという心配もあり加入はしない。

小林 医療の分野への加入負担金、年約30万円を支払って正式に堂々と意見交換をするべき。また、荒井知事が毎年、決算額で約6000万円の東アジア地方政府会合を開催し、国際交流をされているが、近隣の関西広域連合とのお付き合いも考えていただきたい。

更に、産業の分野においても、関西広域連合と一緒にやっていく中で、本県の独自の産業、課題が埋没してしまう懸念を心配されているが「さらりと光る新たな産業分野」を奈良県がリードできると考える。

歴史を学んで、大阪を使う、大阪を利用する。大阪と一緒に奈良県の発展を引っ張っていく発想が必要である。

聴覚情報処理障害 (APD) の子どもたちのためにも、送信機と受信機を備え、より良い「聞こえ」をサポートする補助援助システムについて、FM型だけでなく、最新のデジタル式も県の補助対象とするべき。

市町村の教育現場において、まだ合理的配慮がなされていない現状を変えるべきと考えるがどうか。

奈良県教育委員会 今後、障害者手帳の交付対象にならない中・軽度の難聴の児童生徒に対して、最新のデジタル式補助援助システムは、音質のよい集団補聴を可能とし、教育現場等での活用も見込まれることから、このシステムへの支援も考えています。

小林 代表質問直前まで、できないと言っていたが担当課の努力で実現！

いつでも、どこでも、みんなの声を聞きたい、そんな子どもたちのために新たな補助対象となります！

奈良県の児童虐待を減らすため、現場の人員確保や組織の体制強化など、奈良県の本気が見たいと担当課とは何度も議論してきた。

最後の代表質問では児童虐待に対する事実が日々発生している中で、奈良市の児童相談所の新設置を受け、県ではどのような体制の見直しや対応の充実を図っているのか。

また、社会的養育が必要な子どもへの権利擁護を進めるためにも、子ども達の意見が施策に反映されていく仕組みが重要と考える質問。

大阪・関西広域連合について

大阪・関西広域連合への参加に関して、関西広域連合が設置するパビリオンに奈良県だけ独自の展示スペースを設けたいとのこと。そこで万博期間中の奈良県への誘客に向けて、来年度以降、どのように取組を検討するのか質問。

万博というチャンスを生かす税金の使い方を県と一緒に考えます。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用・就業への影響、収入の状況などを鑑みれば、依然として精神的・経済的にも厳しい状況に置かれる。

ひとり親家庭に対して、養育費の確保や面会交流などの支援が必要と考える質問。

議第99号 議員のボーナス(期末手当)を引き上げる議員提案の条例に反対!

コロナ禍で県民の皆様が苦しみ、追い打ちをかけるように物価高で悲鳴をあげられている時に、県議会議員が議員の期末手当(ボーナス)を引き上げる条例案を提出しました。日本維新の会や公明党などはボーナスアップに反対! 議会制民主主義は数の世界であり、決まったことは仕方ありませんが、日本維新の会は「有言実行」、言ったことはやる政党です。増額された税金を受け取るわけには参りません。昨年と同様に法務局に供託の手続きを行うか、身を切る改革の財源とし、被災地へ寄付をおこないます。



▲2021年も期末手当増額に反対!

(仮称)奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例(案)について

1 条例制定の背景

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の創設以降、本県でも太陽光発電施設の導入が急速に進展してきた。
- 大規模な太陽光発電施設の設置に対する地域環境の保全や、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっている。
- 県内で土地改変を伴う太陽光発電施設の事業計画に対して、地域住民の理解が得られていない事案が見られる。
- このような状況を踏まえ、太陽光発電施設と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活を確保するため、実効性の高い規制の必要がある。

2 基本的な考え方

- 太陽光発電施設(建築基準法に基づく建築物に設置されるものを除く)について条例の規制の対象とする。
- 土地改変を伴う事業面積が5,000㎡を超える大規模太陽光発電施設(以下、「大規模太陽光発電施設」という)の設置は、全県域で知事の許可制とする。
- 設置規制区域を設定し、規模に関わらず当該区域での全ての太陽光発電施設(以下、「設置規制区域内太陽光発電施設」という)の設置を知事の許可制とする。
- 大規模太陽光発電施設の設置には、環境調査と、事業計画の地元住民に対する説明を義務づける。
- 許可にあたっては、施設・設備の安全性について技術審査を行い土地利用関係法令等の法適合状況を確認するとともに、大規模太陽光発電施設については、事業者による環境調査の内容、事業計画の公表、説明会で出た意見への対応状況を併せて審査する。
- 太陽光発電施設が適切に管理されるよう、維持管理及び廃止時の適正処理について、事業者の責務を定める。
- 指導、勧告、命令、許可取消等の規制の実効性を担保する措置を定める。

3 骨子(案)

- ① 大規模太陽光発電施設の規制
土地改変を伴う5,000㎡を超える太陽光発電施設の設置は全県域で知事の許可制とする。
- ② 設置規制区域内における規制
以下の設置規制区域内では規模に関わらず太陽光発電施設の設置を知事の許可制とする。
 - 地域森林計画対象民有林 ● 地すべり防止区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域 ● 土砂災害特別警戒区域
 - 砂防指定地 ● 宅地造成工事規制区域(土地改変を伴うものに限る)※ 特定盛土等規制区域の指定後は同区域も設置規制区域とすることを想定
- ③ 許可基準
 - 施設・設備の安全性が確保されていること。
 - 土地の安全性が確保されていること。
 - 大規模太陽光発電施設については、環境保全の措置が適正なものであること及び事業計画について地域住民の理解を得る手続が適正なものであること。

- ④ 維持管理・廃止時の措置
 - 維持管理計画書の作成及び保管
 - 点検記録の作成及び保管
 - 事故時の報告
 - 適切な撤去・廃棄を義務づける
- ⑤ 実効性を担保する措置
規制違反時には以下の措置を規定する
 - 指導、勧告、命令

命令に従わない場合は
許可取消等

施行期日 令和5年10月

こばやし まこと

所
長

- 台湾親善 ● 朝鮮親善 ● 中国親善 ● へき地教育過疎対策 ● 脱原発をめざす
- リニア中央新幹線建設促進 ● がん対策推進 ● 拉致問題解決促進 ● 日本・ベトナム友
- 難病対策推進 ● 殺処分ゼロをめざす ● インド親善 加入議連数12

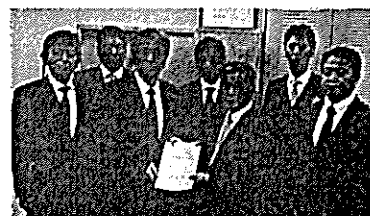
2020年 ● 奈良県監査委員
● 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会副委員長

2021年 ● 総合防災対策特別委員会委員長
● 関西広域連合議会議員

2022年 ● 総合防災対策特別委員会委員長
● 関西広域連合議会議員理事
● 建設委員会副委員長



▲総合防災対策特別委員会委員長として各種防災訓練に参加



▲へき地教育協議の要望書を奈良県教育長へ



▲協議で荒井知事に要望書提出

第11号様式の11 (第5条関係)

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所：平群町椿井 600-1 電話：070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森中 昭子) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99.37 m ² (a) うち政務活動使用面積 71.58 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 71.58/99.37 → 按分率 70%
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 2 / 3 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

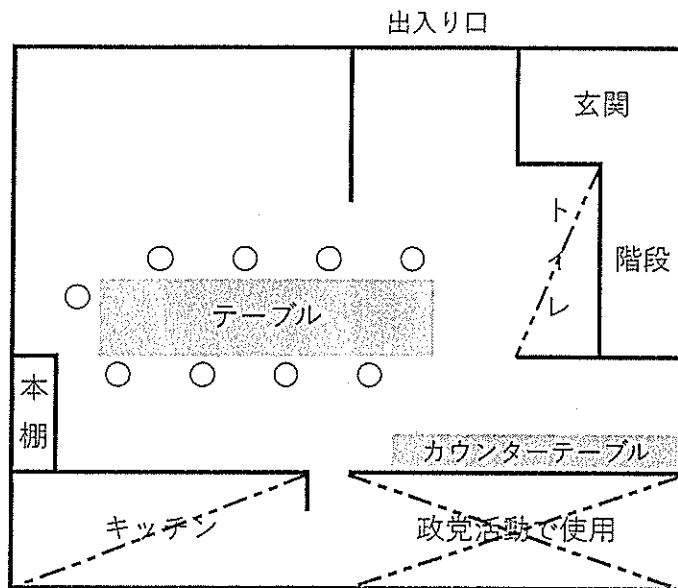
小林誠事務所費充当率根拠



① トイレ	女子トイレ	140cm × 78cm = 10,920	
	男子トイレ	170cm × 138cm = 23,460	(手洗い場含む)
② 通路		670cm × 100cm = 67,000	
③ 台所		300cm × 260cm = 78,000	
④ 応接室		460cm × 214cm = 98,440	
	合計共有スペース		= 277,820

事務所全体面積 99.37 m² = 共有スペース 27.78 m² + 政務活動使用面積 71.58 m²
(三晃不動産資料参考)

政務活動使用面積 71.59 m² / 事務所全体面積 99.39 m² = 72.04%



奥のスペースを政党活動で使用 政務活動費への充当率 0%
したがって面積にして約18%使用

キッチンスペース 政務活動費への充当率 50%
したがって面積にして約9%使用

トイレ 政務活動費への充当率 50%
したがって面積にして約3%使用

よって政務活動費への充当率 70%

添付書類 (株)山晃住宅 HPから物件データ

近鉄生駒線

竜田川駅 徒歩8分

椿井店舗 1号室

平成11年07月築

(99.37㎡)

店舗

賃料

108,000円

敷金

30.0万円

礼金

10.0万円

共益費

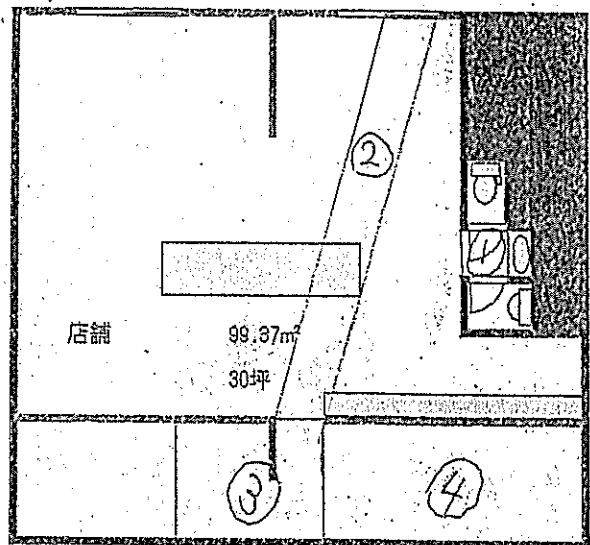
無し

駐車場

3台無料 / 追加要相談



<駐車代込総額> 108,000円



※図取り・写真・設備が現況と異なる場合があります。その場合は、現況を優先とします。

設備

BT別	浴室	シャワー	洗濯置	洗面台	コンロ	エアコン	追焚	浴乾
—	—	—	—	○	—	○	—	—
仕様	下駄箱	EV	BS	GS	ウォール	ウチヤレ	オート	システムK
—	—	—	—	—	—	○	—	—
カーナビ	インターN	ハット	P2台目	宅配B	床	床下収	専用庭	自転車置
—	—	—	無料	—	—	—	—	—

方位

北西

損保

要損保

構造・規模

木造

1/2階

総戸数1戸

状況

入居中

所在地

奈良県生駒郡平群町大字椿井

契約方式

一般契約

その他
沿線

近鉄生駒線 勢野北口駅徒歩14分
近鉄田原本線 新王寺駅徒歩25分

更新

更新料

その他

その他費用

備考

大きな道路沿いに立地しており、駐車場も敷地内6台利用可能です(*^*)道も広く交通量の多い道路沿いなので集客が見込めますね♪飲食業跡なので必要であれば備品も利用可能です(^.^)業種に関してはお問合せ下さいませ☆

その他写真



貸貸借契約証書

椿井店舗 1号室

貸主 森中 昭子 様

借主 小林 誠 様

賃貸借契約書

貸主森中 昭子 (以下甲という) 借主小林 誠 (以下乙という) との間に貸室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 椿井店舗
所在地 奈良県生駒郡平群町椿井 600-1
構造 木造
賃貸借部分 1

第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の(事務所)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和3年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 90,000 円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月 末 日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。
但し、賃料が壹ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となったときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額 無しとの為下記イ〜までの負担は無しとする。
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

(2) 乙の貸室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。

(3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (保証金)

(1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。

保証金 金0円也

尚、保証金には利息を附さない。

(2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。

(3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。

(4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。

(5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。

(6) 甲の責に帰すべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

(イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。

(ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。

(ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。

(ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。

(ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。

(ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

(1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理(塗装替を含む)は、乙の負担とする。

(2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (原状変更)

(1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。

(2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

なければならない。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)。

- (3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって収居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかつたときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵1個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第25条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起こり、迷惑を及ぼしたるときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は袖看板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金100,000円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。(エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等)
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 浄化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場6台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第29条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

奈良信用金庫

口座番号

名義 森中 昭子 (モリナカ ショウコ)

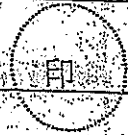
下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について前記のとおり貸借契約を締結したことを証するため、本契約書式通を作成し、記名押印の上、各自その老通を保有する。

平成 17 年 8 月 17 日

貸借人(甲) 住所 奈良県生駒郡平群町藤井602-1

氏名 森中 昭子

TEL [Redacted]



借借人(乙) 住所 奈良県生駒郡斑鳩町興留4-3-23

氏名 小林 敏

TEL 0745-74-3607



連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

TEL [Redacted]



仲介人 免許証番号 [Redacted]

本店 [Redacted]

取扱店 [Redacted]

政令で定める使用人
宅地建物取引主任者 [Redacted]

担当営業員 [Redacted]

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年 3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	1200円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(3時間) / 政務活動(3時間) + その他業務(0時間) 3時間 / 6時間 → 按分率 1 / 2 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数() / 政務活動() + その他業務() → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合() → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日
氏名		[Redacted]
現住所		電話: [Redacted]

下記の条件で契約します。

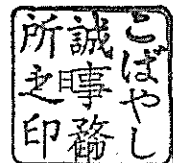
雇用期間	2022年4月1日から2023年3月31日まで
雇用形態	正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input checked="" type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。
就業時間 (休憩時間)	09:00から16:00 (休憩1時間)
休日	祝日・年末及び年始その他
休暇	年次有給休暇 無 その他特別休暇 (無)
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1200円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 振込払い) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 無
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2022年 4月

雇用者

小林 誠



被雇用者



政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)




【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所												性別	雇入年月日	2022年 4月1日		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				賞与1	賞与2
労働日数	7	3							8	8	7						33
労働時間数	36	19							45	49	39						188
時間外労働																	0
休日労働																	0
深夜労働																	0
基本給	43,200	22,800							54,000	58,800	46,800						225,600
	0	0															0
	0	0															0
	0	0															0
	0	0															0
時間外手当	0	0							0	0	0						0
通勤手当(課税)	0	0							0	0	0						0
通勤手当(非課税)	0	0							0	0	0						0
課税合計	43,200	22,800							54,000	58,800	46,800						225,600
非課税合計									0	0	0						0
総支給額	43,200	22,800							54,000	58,800	46,800						225,600
健康保険料	0	0							0	0	0						0
介護保険料	0	0							0	0	0						0
厚生年金保険料	0	0							0	0	0						0
雇用保険保険料	0	0							0	0	0						0
社会保険料合計	0	0							0	0	0						0
課税対象額	43,200	22,800							54,000	58,800	46,800						225,600
所得税	0	0															0
市町村民税	0	0															0
	0	0															0
	0	0															0
控除額合計	0	0							0	0	0						0
差引支給額	43,200	22,800							54,000	58,800	46,800						225,600
領収印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名  住所  電話番号 
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2022年5月1日～2023年 3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	1200円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (3 時間) / 政務活動 (3 時間) + その他業務 (0 時間) 3 時間 / 6 時間 → 按分率 1 / 2 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022年5月1日から2023年3月31日まで		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政党活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前9:00~午後16:00 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1200 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
		2022年5月	小林 誠 誠
雇用者		小林	誠
被雇用者		[Redacted]	



政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	生年月日												性別	女	雇入年月日	2022年 5月1日
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
労働日数		9	9	5	9	9	9	9	9	1				9	13	64
労働時間数		57.5	58.5	30.5	54	54	54	54	54	6				51	82	58
時間外労働																0
休日労働																0
深夜労働																0
基本給		69,000	70,200	36,600	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	7,200	0	0	0	61,200	98,400	472,200
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計		69,000	70,200	36,600	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	7,200	0	0	0	61,200	98,400	472,200
非課税合計																0
総支給額		69,000	70,200	36,600	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	7,200	0	0	0	61,200	98,400	472,200
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額		69,000	70,200	36,600	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	7,200	0	0	0	61,200	98,400	472,200
所得税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額		69,000	70,200	36,600	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	7,200	0	0	0	61,200	98,400	472,200
額 収 印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

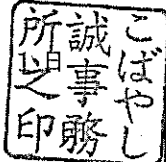
令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号：
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2023年2月1日～2023年 3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	1200円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(3時間) / 政務活動(3時間) + その他業務(0時間) 3時間 / 6時間 → 按分率 1 / 2 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数() / 政務活動() + その他業務() → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合() → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]		生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]		[Redacted]	
現住所	[Redacted]		[Redacted]	
電話	[Redacted]			
下記の条件で契約します。				
雇用期間	2023年2月1日から2023年3月31日まで			
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員	その他 ()
就業場所	奈良県生駒郡平群町樺井 600-1 こばやし誠事務所			
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。			
就業時間 (休憩時間)	09:00から18:00 (休憩1時間)			
休日	祝日・年末及び年始その他			
休暇	年次有給休暇 無 その他特別休暇 (無)			
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1200円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 振込払い) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2023年 2月</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">雇用者</div> <div style="text-align: center;">小林 誠</div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">被雇用者</div> <div style="text-align: center;">[Redacted]</div> </div>				

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023年 2月1日
労働日数					合計
労働時間数			5		11
時間外労働			36		75
休日労働					0
深夜労働					0
基本給			38,400		85,200
				46,800	0
時間外手当			0		0
通勤手当(課税)			0		0
通勤手当(非課税)			0		0
課税合計			38,400	46,800	85,200
非課税合計			0	0	0
総支給額			38,400	46,800	85,200
健康保険料			0	0	0
介護保険料			0	0	0
厚生年金保険料			0	0	0
雇用保険保険料			0	0	0
社会保険料合計			0	0	0
課税対象額			38,400	46,800	85,200
所得税					0
市町村税					0
控除額合計			0	0	0
差引支給額			38,400	46,800	85,200
領収印					

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789
 08 E 0012087
 08-E009594
 AA1A29R-012087#
 年 月 日

下記のとおり申告します。

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
 29101023199-000

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
05	311	9416	

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
 奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 sov5fn1d

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	29101023199-000
---------	-----------------

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

※保険関係

※片側理由コード

確定保険料算定内訳	算定期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	
	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	3.00	
労災保険分	3.00	2337
雇用保険分	***	
一般拠出金	0.02	15

概算増加概算保険料算定内訳	算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで		
	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料		1000分の	
労災保険分	3.00	1000分の	2337
雇用保険分		1000分の	

※事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑯延納の申請 納付回数 1

※概算有無区分

※算定対象区分

※データ指示コード

※再入力区分

※修正項目

⑧⑩⑫⑬⑭の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑰申告済概算保険料額 2,337

⑱申告済概算保険料額

⑲増加概算保険料額(⑱の(イ)ー⑱)

元当額 不足額

⑳法人番号

⑳期別納付額	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑱+⑱)		(ロ) 労働保険料充当額 (⑱の(イ) 労働保険料分のみ)		(ハ) 不足額(⑱の(ハ))		(ニ) 有期労働保険料 (⑱の(ロ)+(イ)又は(イ)+(ハ))		(ホ) 一般拠出金当額 (⑱の(イ)-一般拠出金分のみ)		(ヘ) 一般拠出金額 (⑱の(ヘ)-⑱の(ホ))		(ト) 今期納付額(⑱)+(ヘ)	
	第2期	2337						2337				15		2352
第3期														

㉑加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉒特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉓事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称 (ハ) 氏名
 636-0911 (090) 6555 - 1555
 奈良県生駒郡平群町椿井600-1
 こばやし誠事務所
 小林誠

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマークYの所で折り返ししてください。)

領収証書	令和4年度	(款) 保険収入	(項・目) 保険料収入	(款・項) 雑収入	(目) 追徴金
	労働保険特別会計	(款) 一般拠出金収入	(項・目) 一般拠出金収入	(款・項) 雑収入	(目) 追徴金
				(款・項) 雑収入	(目)

労働保険番号

都道府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号
29	101	023199	-000	

会計年度(元号: 令和は9)
元号: 9 年度: 4

徴定年度(元号: 令和は9)
元号: 9 年度: 4

収納区分
A2

収納年月日(元号: 令和は9)
元号: 9 年: 4 月: 08 日: 19

認決区分
徴定
データ指示コード

IC 000002-05

(住所) 東京都平野町橋井
600-1
(氏名) 小林誠事務所
小林誠 殿

令和4年8月19日 右合計額及び右徴定取
納額を領収しました。
主任収入官吏 労働局 労働保険特別会計
所属分任収入官吏 労働基準監督署
 厚生労働事務官
 労働基準監督官
 厚生労働技官

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
① 労働保険料						4	2	3	3	7	4年度 既算額 3年度 増加既算額
② 一般拠出金								4	1	5	4年度 年度更新時 事業廃止時
③ 追徴金											
④ 延滞金											年 月 日 年 月 日
合計額 ①+②+③+④						4	2	3	5	2	金融機関名 本・支店名 証券記号 振出人名 内証券受領

